

地域福祉・高齢者福祉

担当課：福祉課

政策の基本方針

住み慣れた地域で、いくつになっても安心して、いきいきと暮らせる福祉のまちづくりを進めます。

- 地域住民が、互いに支え合い、助け合いながら、安心して暮らすことができる地域社会を構築するため、ボランティア育成や高齢者の見守りネットワーク^{※1}などの地域福祉の充実に努めます。
- 将来的な高齢社会にあっても、利用者に対する適切な介護サービスを確保できるよう、介護保険事業の円滑な運営を行います。
- 高齢者等が健康で生き生きとした生活が送れるよう、介護予防と生活支援の充実に努めます。
- 高齢者が住み慣れた住まいで安心して暮らすことができるよう、緊急通報体制^{※2}の整備や相談体制など在宅・施設サービスを充実します。
- 高齢者の生きがいづくりを目指し、就業機会の確保や老人クラブなどの運営を支援します。



【介護予防教室の様子】



【緊急通報装置】



※1 高齢者の見守りネットワーク／一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などを地域で見守り、必要に応じて専門機関につないでいく取り組みで、地域包括支援センターと連携して活動している。

※2 緊急通報体制／一人暮らしの高齢者（おおむね65歳以上）や重度身体障害者の家庭に設置する緊急通報のための専用電話。市と契約した民間業者が本人からの緊急連絡を受け、隣人等に確認依頼、または医療機関への連絡や救急車の依頼等の措置をとる。

現 状 と 課 題

県平均よりも速いスピードで、
高齢化が進行しています。

●増加する高齢者

高齢者は年々増加傾向にあり、人口全体（年齢不詳を含まない）に占める65歳以上の割合は平成27年で31.7%となっています。なお、長崎県の高齢化率は平成17年で23.6%、平成27年で29.6%となっており、長崎県よりも速いスピードで高齢化が進んでいます。

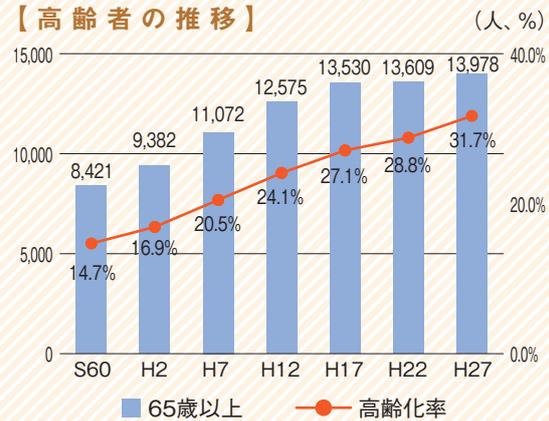
●介護予防に対する意識の高まり

平成28年3月末現在、介護予防教室の延べ参加者数13,142人、延べ開催回数1,296回と平成25年度以降増加傾向にあり、介護予防に対する市民の意識の高まりがうかがえます。

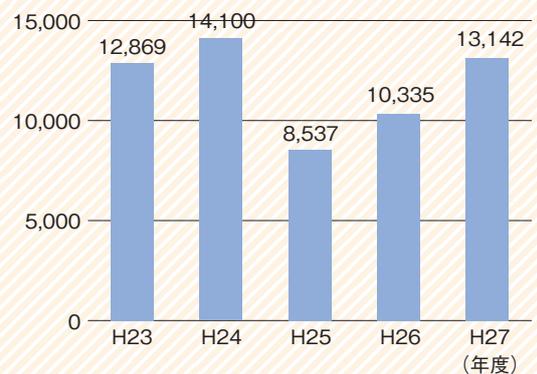
●シルバー人材センター登録
会員数は180人程度で推移

近年、シルバー人材センター^{※1}登録会員数は約180人前後で推移しています。

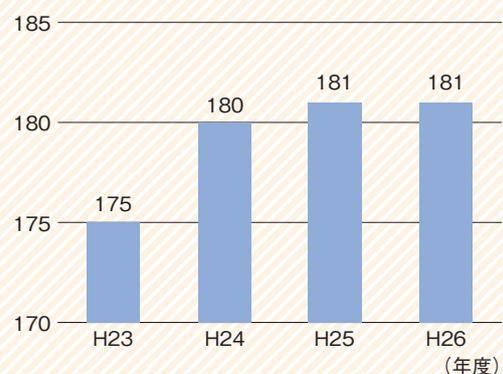
【高齢者の推移】



【介護予防教室参加者数の推移】(人)



【シルバー人材センター登録会員数の推移】(人)



※1 シルバー人材センター／「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、市町村ごとに設置されている公益法人（社団法人）。企業や家庭、公共団体などから、高齢者にふさわしい仕事を引き受け、シルバー人材センターの会員に仕事を提供している。

政策 1-1

政策 1-2

政策 1-3

政策 1-4

政策 1-5

政策 1-6

政策 1-7

基本方針 2

基本方針 3

基本方針 4

基本方針 5

(担当課:福祉課)

主な成果指標	基準値 (H26)	目標値 (H31)	目標値 (H33)
見守り活動に関する協定の締結団体数 (累計)【団体】	27団体	—	39団体
地域ふれ愛ささえ愛事業補助対象団体数 【団体(延べ)】	71団体(延べ)	—	140団体(延べ)

具体的な取り組み

ボランティアの育成と活動支援

市民主体の各種のボランティア活動を支援します。また、広報紙などによる情報提供のほか、各種講演会の開催により、ボランティア活動への意識の高揚、地域のリーダーの育成など将来の担い手育成に努めます。

地域の見守りネットワークの構築

地域住民が、お互いに支え合い、助け合いながら、安心して暮らすことができる地域社会を構築するため、地域福祉の推進を図ります。

主な事業

- 地域ふれ愛ささえ愛事業
- 高齢者等見守りネットワーク構築事業
- 高齢者等戸別収集支援事業

**施策
2**

介護予防と生活支援の充実

(担当課：福祉課)

主な成果指標	基準値 (H26)	目標値 (H31)	目標値 (H33)
介護予防教室年間参加者数 【人(延べ)】	10,335人 (延べ)	—	16,500人 (延べ)
成年後見制度利用者数 【当初からの延べ人数】	3人(延べ)	—	11人(延べ)
65歳以上に占める 要支援・要介護者の介護認定率【%】	23.9%	—	24.0%

政策 1-1

政策 1-2

政策 1-3

政策 1-4

政策 1-5

政策 1-6

政策 1-7

具体的な取り組み

介護保険制度の円滑な運営

島原地域広域市町村圏組合が運営する介護保険事業の中で、市民が利用したサービス費に応じた事業費及び運営費等の負担を行い、構成市として、介護保険事業の円滑な運営に取り組めます。

介護予防の推進

総合戦略

高齢者が住み慣れた地域で健康で生き生きとした生活を送れるよう、介護予防教室（健康チェック・転倒予防体操・認知症予防トレーニング・栄養講話など）を開催し、地域全体の介護予防の普及・啓発に努めます。

介護支援対策の推進

重度要介護者を在宅介護している家族の精神的及び経済的負担の軽減を図るため、家族介護支援対策を実施し在宅生活を支援します。また、介護支援専門員などと連携し事業の周知及び推進に取り組めます。

基本方針2

基本方針3

基本方針4

基本方針5

高齢者の尊厳と権利を守る環境づくり

高齢者を虐待や悪質商法などの権利侵害から守るため、地域包括支援センター^{※1}など関係機関と連携を図ります。また、成年後見制度を活用することで、判断能力が不十分な高齢者が安心して暮らせる環境づくりを進めます。

主な事業

- 介護予防事業
- 家族介護支援対策事業
- 成年後見制度^{※2}利用支援事業

介護保険事業における雲仙市と島原地域広域市町村圏組合の役割

事業区分	地域支援事業 (介護予防事業など)	予防給付	介護給付	
役割	雲仙市	島原地域広域市町村圏組合		
対象者	一般高齢者	虚弱高齢者	要支援者	要介護者
		予防	予防	重度化の予防
事業内容	一般高齢者を対象として、地域における介護予防教室を開催し、介護予防の普及・啓発を行います。	要支援・要介護状態となるおそれのある高齢者を対象に介護予防事業が行なわれ、重度化を予防します。	要支援1・2の方を対象に、在宅介護サービスなどが行われ、自立支援と介護の重度化を予防します。	要介護1～5の方を対象に、在宅介護サービスのほかに施設介護サービスなどが行われます。

※雲仙市が行う事業は、島原地域広域市町村圏組合からの委託事業となります。

※1 地域包括支援センター／高齢者が地域で生活していくために介護だけでなく、医療や財産管理、虐待防止など様々な問題に対して、地域において総合的なマネジメント（経営管理）を担い、支援していく機関。

基本機能として、① 地域の高齢者の実態把握や、虐待への対応など権利擁護を含む「総合的な相談窓口機能」 ② 「新・予防給付」のマネジメントを含む「介護予防マネジメント」 ③ 介護サービスのみならず、介護以外の様々な生活支援を含む「包括的・継続的なマネジメント」の機能を持つ。

※2 成年後見制度／成年に達していても、病気や障がいにより十分な意思決定の能力をもたない人について、第三者（成年後見人）の関与を受けることにより、その人の権利保護を図る制度。

施策 3

在宅・施設サービスの充実

(担当課:福祉課)

主な成果指標	基準値 (H26)	目標値 (H31)	目標値 (H33)
緊急通報システムの累計設置台数 【当初からの延べ設置台数】	685台(延べ)	—	1,096台(延べ)
高齢者相談年間件数 【件(延べ)】	265件(延べ)	—	400件(延べ)

政策 1-1

政策 1-2

政策 1-3

政策 1-4

政策 1-5

政策 1-6

政策 1-7

具体的な取り組み

高齢者の見守り体制の整備促進

一人暮らし高齢者、障がい者、日中一人で生活している高齢者等の急病や緊急時に迅速に対応できるよう緊急通報装置の貸与を行うなど、見守り体制の強化を図ります。

保健・医療・福祉サービスの充実

総合戦略

医療、介護、福祉、地域が一体となり、切れ目の無い医療・介護サービスの提供など、安心して暮らせる在宅医療・介護の連携を図ります。

高齢者相談体制の充実

高齢者が住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らしていくため、地域包括支援センターなど関係機関と連携を図り、医療・介護・福祉などの相談体制の充実を図ります。

福祉拠点等の適正で効率的な管理運営

民間の活力を活用し、高齢者福祉施設の適正で効果的な管理運営を行います。

主な事業

- 緊急通報体制等整備事業
- 地域包括ケアシステム^{※1}構築事業
- 生活支援ハウス運営事業

※1 地域包括ケアシステム／重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制。

(担当課: 福祉課)

主な成果指標	基準値 (H26)	目標値 (H31)	目標値 (H33)
シルバー人材センター年間加入会員数【人】	206人	—	260人
老人クラブ数 (老人クラブ連合会加入数)【クラブ】	109クラブ	—	104クラブ ※H28現在の 実績を現状維持
社協・老人クラブ連合会開催スポーツ 大会参加者数【人】	3,115人	—	3,115人

具体的な取り組み

高齢者の就業機会の確保 総合戦略

高齢者の就業を推進するため、シルバー人材センターの円滑な運営への支援を行うほか、企業等における高齢者の雇用促進、中高年の再就職の支援等を行います。

生きがいづくりの支援 総合戦略

地域における住民の老後の生活を健全で豊かなものにするために、自主的に結成された老人クラブの活動を活性化し、減少し続ける老人クラブ数を維持するため、雲仙市老人クラブ連合会への支援を行います。

高齢者が外出しやすい環境づくり

高齢者の外出する機会を確保し、住み慣れた地域で元気に生活できるように、交通費の助成など日常生活における支援を行います。

主な事業

- 高齢者就業機会確保 (シルバー人材センター) 事業
- 老人クラブ活動等助成事業
- 高齢者交通費助成事業

障がい者福祉

担当課：福祉課

政策 1-1

政策 1-2

政策 1-3

政策 1-4

政策 1-5

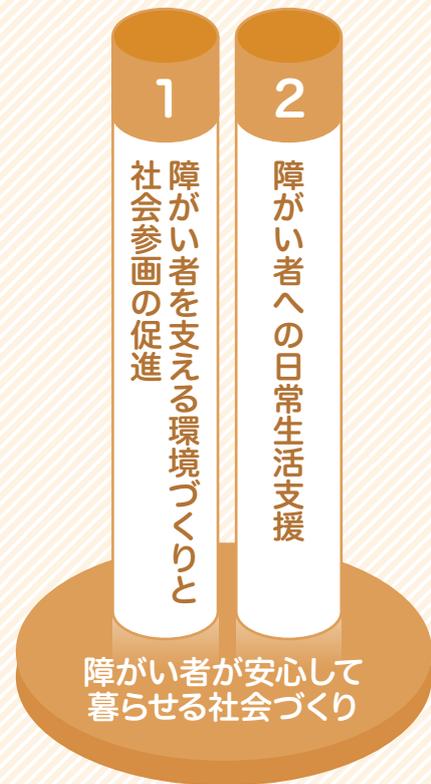
政策 1-6

政策 1-7

政策の基本方針

障がい者が住み慣れた地域で、安心して暮らせる地域社会を育みます。

- 障がい者が住み慣れた地域で安心した生活をおくることができるよう、ノーマライゼーション^{※1}の社会づくりや就労支援、家族介護者の支援など、総合的な取り組みを行います。
障がい者の日常生活を支援するため、交通費助成や適切なサービスの提供に努めます。



基本方針2

基本方針3

基本方針4

基本方針5

【視覚障害者誘導用ブロックの敷設】



【一般就労のための職場訓練の様子】



※1 ノーマライゼーション／障害の有無に関わらず、誰もが普通に暮らせる社会こそがノーマルな社会であるとし、その実現に向けて様々な社会条件を整えていこうとする考え方。

現 状 と 課 題

障がい者の自立に向けた取り組みを行っています。

●障害に関する各手帳所持者は約3,300人

平成28年3月末現在、本市の身体障害者手帳所持者は2,604人で、療育手帳所持者は538人、精神保健福祉手帳所持者は189人となっており、療養手帳所持者と精神保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

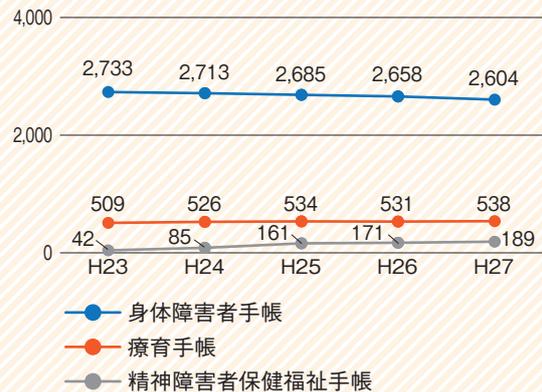
●障がい者の自立に向けた雇用促進への取り組み

障害者就業・生活支援センター支援による就業者数は、平成24年以降10人程度で推移しています。障がい者の自立に向けた就労機会の拡大が求められています。

●相談体制の構築

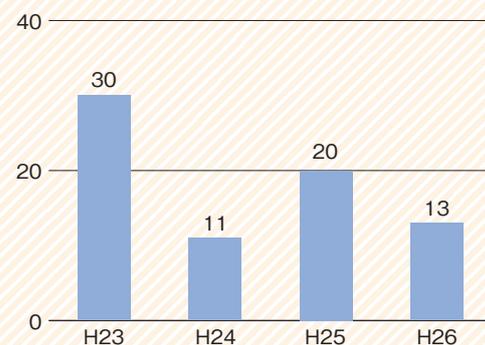
本市では、愛野保健センター内に障害者相談支援事業所「はあと」を設置し、相談支援専門員による相談業務を行っています。また、市内の相談業務を広域的に行うために、各地区において「障害者巡回相談」を実施しています。

【障害者手帳所持者数の推移】 (人)



出典：福祉課

【障害者就業・生活支援センター支援による就業者数】(人)



出典：福祉課

【障害者相談支援事業所「はあと」の様子】



施策
1

障がい者を支える環境づくりと社会参画の促進

(担当課：福祉課)

主な成果指標	基準値 (H26)	目標値 (H31)	目標値 (H33)
障害者就業・生活支援センター支援による就業者数【人／年】	13人／年	—	20人／年
計画相談支援事業利用者(児童含む)【人／年】	66人／年	—	70人／年

政策 1-1

政策 1-2

政策 1-3

政策 1-4

政策 1-5

政策 1-6

政策 1-7

具体的な取り組み

ノーマライゼーション^{※1}の社会づくり

各種広報手段を活用し、様々な行事等をととして啓発・広報活動の充実を図ることによって、障がいに対する正しい理解を促し、障がいのある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障がい者の自立と社会参加の促進に努めます。また、障害のある人が、外出時等の緊急時に提示することで、周囲の人からの支援に役立つヘルプカード^{※2}の配付を行います。

障がい者の就労支援

障害のある人の福祉に関する様々な問題について、障害のある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供、福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助も行います。

また、こうした相談支援体制の充実を図るために、自立支援協議会を設置し、中立・公平な相談支援事業の実施や地域の関係機関の連携強化を推進します。

相談支援体制の充実

福祉サービスやコミュニケーション支援の利用のために、サービスの周知を含め、相談体制の整備充実を図ります。また、日常生活での安全対策や災害などの緊急時の不安解消のため、避難誘導や安否確認などを行うことができる緊急ネットワークを整備します。

家族介護者の支援

福祉サービスの情報提供など支援体制の強化を図り、障がい者家族の介護の軽減に努めます。

※1 ノーマライゼーション／障害の有無に関わらず、誰もが普通に暮らせる社会こそがノーマルな社会であるとし、その実現に向けて様々な社会条件を整えていこうとする考え方。

※2 ヘルプカード／名刺サイズのカードに、緊急時の支援を受けたい内容を記入し携帯することで、外出時の支援に役立つカード。

基本方針2

基本方針3

基本方針4

基本方針5

虐待防止と権利擁護

成年後見制度の活用と虐待防止対策に取り組み、障がい者の権利擁護に努めます。

障がい者にやさしいまちづくり

障がい者が安全で快適な生活を営むことができるように、住環境におけるバリアフリー^{※3}への取り組みやユニバーサルデザイン^{※4}に配慮した公共施設及び社会環境などの整備を推進します。

主な事業

- 障害者職場実習促進事業
- 障害者相談支援事業（地域生活支援事業メニュー）
- 家族介護支援対策事業

※3 バリアフリー／障害がある人が社会生活をしていく上での障害（バリア）を除去するという考え方。物理的な環境だけでなく、人々の心にあるバリアや社会制度的なバリアをなくすという捉え方もされる。

※4 ユニバーサルデザイン／言語、利き手、障害の有無、老若男女などの違いに影響されず、誰もが利用しやすいよう建物、製品等をデザインすること。

**施策
2**

障がい者への日常生活支援

(担当課：福祉課)

主な成果指標	基準値 (H26)	目標値 (H31)	目標値 (H33)
障がい者が外出や通学時に利用するヘルパー支援の利用回数【回／年】	190回／年	—	320回／年
手話奉仕員養成講座受講者数【人／年】	11人／年	—	20人／年
訪問系サービスの利用時間数【時間／月】	602時間／月	—	615時間／月

政策 1-1

政策 1-2

政策 1-3

政策 1-4

政策 1-5

政策 1-6

政策 1-7

具体的な取り組み

日常生活の支援

障がい者が自立した日常生活・社会生活ができるように、交通費助成などの日常生活の支援を行います。

医療サービスの提供

障がい者が地域で安心して生活できるように、各種関係機関と連携し、健康相談、健康教育など適切な福祉サービスの提供に努めます。

手話奉仕員養成講座の実施

手話の学習経験がない方を対象に、手話で日常会話を行うために必要な手話表現技術を習得することにより、聴覚障害者の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるための講座を開催します。

主な事業

- 障害者交通費助成事業
- 福祉医療費支給事業
- 特別障害者手当等給付事業

基本方針2

基本方針3

基本方針4

基本方針5

健康・医療体制

担当課：健康づくり課、総合窓口課

政策の基本方針

主体的に健康づくりに取り組める環境づくりと安心の医療体制を整備します。

- 生活習慣病^{※1}の発症予防と重症化を予防するために、各種健康診査等の充実や、保健指導・相談体制の充実に努めます。
- 健康な生活の基礎となる生活習慣と社会環境の改善を目指し、栄養・食生活の改善のほか、禁煙や適正飲酒の推進、歯及び口腔の健康づくりを推進します。
- 近年増加傾向にあるうつ病の対策など、こころの健康づくりを支援するため、正しい知識の普及・啓発活動を行うとともに、相談体制の構築に努めます。
- 医療ニーズに対応した適切なサービスが提供できるよう、公立新小浜病院の再整備やかかりつけ医の推進、休日・夜間医療体制の維持などに努めます。



【自治会を対象とした血圧教室の様子】



【集団健診の様子】



※1 生活習慣病／食習慣、運動、休養、喫煙などの生活習慣がその発症や進行に関与する病気のこと。

現状と課題

健康寿命の延伸に向け取り組んでいます。
特定健康診査の受診率は伸び悩んでいます。

●健康寿命の延伸に向けた取り組み

社会環境・食生活の変化に伴い生活習慣病も増加し、健康維持の意識は高まっています。平成25年の健康寿命^{※1}は男性77.44歳、女性83.06歳となっていますが、平均寿命の延伸に伴い、元気で健康な高齢者の増加、すなわち健康寿命の延伸に向けた取り組みが重要です。このことから、平成33年度の健康寿命の延伸（男性77.89歳、女性83.47歳）を目指し、生活習慣病の発症予防と重症化予防等に積極的に取り組む必要があります。

●伸び悩む特定健康診査受診率

特定健康診査^{※2}の受診率は、平成24年度の44.0%をピークに、平成26年度は42.0%と近年は減少傾向にあります。第2期特定健康診査等実施計画では、平成29年度の受診率目標を国に準じ60%と設定していますが、目標達成は難しい状況といえます。

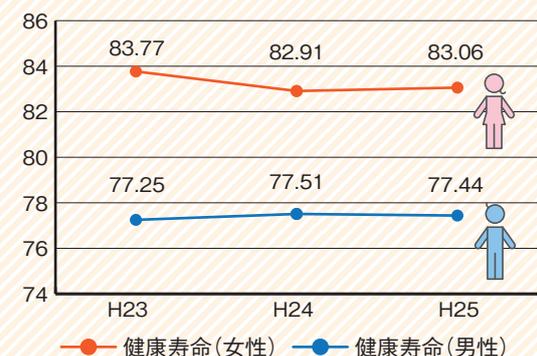
●深刻な「こころの病」

本市の自殺者は年間15人程度（人口10万人対約30人）で推移しています。複雑化する社会環境の中で、こころの病に対する総合的なケアが必要とされます。

※1 健康寿命／人が心身ともに健康で自立して活動し生活できる期間。

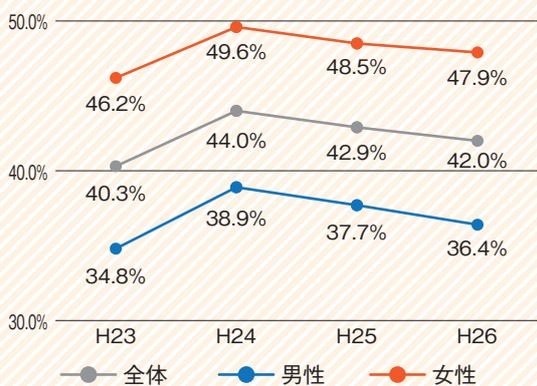
※2 特定健康診査／平成20年4月より始まった40歳～74歳までの公的医療保険加入者全員を対象とした健康診査。

【健康寿命の年次推移】 (歳)



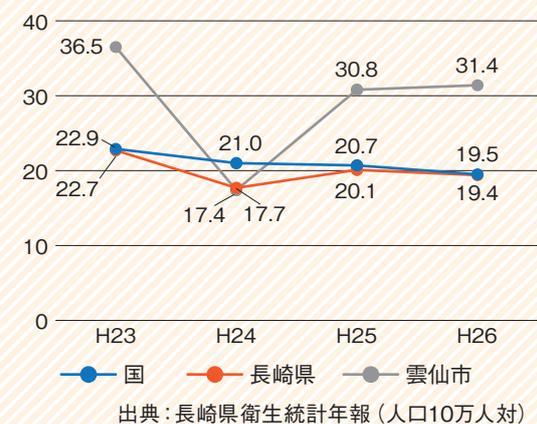
出典：「健康寿命の算定方法の指針」
(平成24年9月 厚生労働科学研究班)に基づく

【特定健康診査受診率】 (%)



出典：特定健診実施結果報告

【自殺者数(人口10万対)】 (人/年)



出典：長崎県衛生統計年報(人口10万人対)

政策 1-1

政策 1-2

政策 1-3

政策 1-4

政策 1-5

政策 1-6

政策 1-7

基本方針 2

基本方針 3

基本方針 4

基本方針 5

生活習慣病の発症予防と重症化予防

(担当課: **健康づくり課**、総合窓口課)

主な成果指標	基準値 (H26)	目標値 (H31)	目標値 (H33)
特定健康診査受診率【%】	42.0%	—	45.0%
胃がん検診【%】	12.2%	—	16.0%

具体的な取り組み

各種健康診査等の充実と受診率の向上 総合戦略

市民の健康づくりのために各種健診やがん検診等に積極的に取り組むとともに、生活習慣病の早期発見・重症化予防を図り、健康維持に努めます。また、死亡率の高いがん検診の受診率向上を目指し、日曜健診の継続等、市民が受けやすい健診体制の整備に努めます。さらに健診システムを活用した、個別通知についても拡充を図るとともに、市内企業等と連携し健診の周知に努めます。

保健指導^{※1}・相談体制の充実 総合戦略

健診結果を理解し、生活習慣の改善につながる保健指導を行うことで、生活習慣病予防、疾病の重症化予防につなげます。

予防接種の推進

重篤化しやすい高齢者の肺炎を抑えるために、肺炎球菌予防接種やインフルエンザ予防接種を推進します。

主な事業

- 特定健康診査等事業
- がん検診事業
- 予防接種事業

※1 保健指導/特定健康診査の結果を踏まえ、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の危険度が高い人が、健康状態を知り、生活習慣の改善に向けて自主的に取り組めるよう、保健師や管理栄養士などが支援する制度。

施策
2

生活習慣と社会環境の改善

(担当課：健康づくり課)

主な成果指標	基準値 (H26)	目標値 (H31)	目標値 (H33)
肥満者 (BMI ^{*1} :25以上) の割合【%】	20～60歳代男性 32.1% 40～60歳代女性 25.1%	—	20～60歳代男性 31.2% 40～60歳代女性 22.2%
成人の喫煙率の減少【%】	男性26.5% 女性2.9%	—	男女ともに減少

政策 1-1

政策 1-2

政策 1-3

政策 1-4

政策 1-5

政策 1-6

政策 1-7

具体的な取り組み

栄養・食生活の改善

生活習慣病を予防するため、一人ひとりが食生活の重要性を認識し、自分にあった食事を考え選択できる力を身につけるための支援を行います。また、食生活改善推進員^{*2}などを養成し、市民主体の健康づくりを支援します。

身体活動・運動習慣の確立と実践

健康寿命の延伸や生活習慣病を予防するため、身体活動の増加と運動の習慣化を図り、健康維持に努めます。

禁煙と適正飲酒の推進

たばこや酒の健康被害について正しい知識の普及・啓発を図り、禁煙と適正飲酒の推進に努めます。

歯及び口腔の健康づくり

歯科保健に関する正しい知識の普及・啓発を図るとともに、むし歯や歯周病などの予防及び早期発見・早期治療を推進します。

主な事業

- 食生活改善事業
- 健康普及推進事業

*1 BMI / Body Mass Indexの略。体重と身長の関係から人の肥満度を表す体格指数。BMIが18.5未満で低体重、22で標準体重、25以上になると肥満と判定している。

*2 食生活改善推進員 / 食生活を中心とした栄養や健康について学び、調理実習などを通じて地域の食生活の改善に取り組むボランティア活動員。

基本方針2

基本方針3

基本方針4

基本方針5

(担当課:健康づくり課)

主な成果指標	基準値 (H26)	目標値 (H31)	目標値 (H33)
自殺者数 (人口10万人あたり) 【人/年】	34.4人/年	—	減少

具体的な取り組み

こころの病気に関する正しい知識の普及・啓発

自己のストレスや悩みを持つ人に対し適切に対処できるように、こころの病気について正しい知識や理解を深めるための啓発活動を行います。

相談体制の構築

こころの健康を保つことができる社会を実現するために、悩みに応じた相談窓口を市民に周知し、適切な相談を受けられる環境整備を図ります。

主な事業

- 精神保健事業
- 自殺対策事業

施策 4

医療・救急体制の充実

(担当課：健康づくり課)

主な成果指標	基準値 (H26)	目標値 (H31)	目標値 (H33)
公立新小浜病院の整備	—	H31年度完成	—
自宅等死亡割合 (老健+老人ホーム+自宅)【%】	13.5% (H23)	—	増加 (15.6%)

政策 1-1

政策 1-2

政策 1-3

政策 1-4

政策 1-5

政策 1-6

政策 1-7

具体的な取り組み

地域医療体制の充実

地域における医療ニーズに対応した適切な医療サービスが提供できるよう、南高医師会及び島原南高歯科医師会等と連携し、地域医療の充実に取り組みます。また、本市の二次救急医療^{*1}を担っている雲仙・南島原保健組合（構成市：雲仙市・南島原市）が開設する公立新小浜病院の老朽化に伴い、平成31年度中の新病院の開院を目指し整備を進めます。

かかりつけ医の推進

かかりつけ医の普及啓発を図り、市民が効率的・効果的な医療を受けることができる体制を推進します。

休日・夜間の医療体制の維持

南高医師会、近隣市や関係機関等と連携を図り、休日・夜間の初期救急医療体制の維持に努めるなど救急医療体制の整備を推進します。

県南医療圏二次救急医療体制の維持

重症患者における県南医療圏二次救急医療体制の維持に努めます。

在宅医療・介護連携体制の推進

在宅療養を望む市民が、自宅^{*2}や施設^{*3}で安心して療養できるよう在宅医療と介護が一体的に提供できる体制の構築と在宅医療等に関する相談体制の整備に努めます。

主な事業

- 雲仙・南島原保健組合事業（負担金）
- 病院群輪番制病院運営事業
- 長崎県病院企業団事業（負担金）

*1 二次救急医療／入院治療や手術を必要とする重症患者に対応する救急医療。

*2 自宅／自宅にはグループホーム・サービス付高齢者向け住宅を含む。

*3 施設／老人保健施設・老人ホーム。

基本方針2

基本方針3

基本方針4

基本方針5